

## 議第24号議案

B型・C型肝炎ウイルスが原因である肝硬変、肝がん患者に対する救済を  
求める意見書

我が国では、毎年、約4万人の方々が肝硬変、肝がんで亡くなっている中、国内における肝硬変、肝がんの多くは、B型・C型肝炎ウイルスの持続感染が原因であることが指摘されている。

また、我が国におけるB型・C型肝炎患者及び感染者の多くは、医療行為によるウイルス感染が原因と言われている。そのため、B型・C型肝炎ウイルスが原因である肝硬変、肝がん患者が、安心して治療を続けることができるよう、医療費の助成を含む生活支援の実現が求められている。

現在、肝炎対策基本法に基づき、国の責務として肝炎対策の推進に関する基本的な指針が策定され、各種の肝炎対策が実施されているが、その対策は十分とは言えない。

B型・C型肝炎患者に対する医療費の助成は、現在、肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことを目的とした治療に限定されている。そのため、肝硬変、肝がん患者の多くは高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来している。

また、現在の障害認定の基準は、肝硬変、肝がん患者をはじめとする肝炎患者の病状に合致しないため、必要な支援が受けられない患者が多数存在している。

よって、国においては、医療行為によるB型・C型肝炎ウイルスが原因である肝硬変、肝がん患者の救済を図るため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 B型・C型肝炎ウイルスが原因である肝硬変、肝がん患者の治療に対する医療費の助成制度を創設すること。
- 2 肝疾患に係る障害認定の基準を改善し、患者の実態に応じた障害認定制度に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

埼玉県議会 議長

衆議院議長	議院議長	院議長	議長	長
參議院議長	議院議長	院議長	議長	長
內閣總理大臣	閣總理大臣	院總理大臣	院總理大臣	大臣
財務省大臣	務省大臣	院務省大臣	院務省大臣	大臣
厚生省大臣	生省大臣	院生省大臣	院生省大臣	大臣
內閣官房長官	閣官房長官	院官房長官	院官房長官	官

樣